第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画

概 要 版

令和７年３月

沖　縄　市

計画の目的

国が定める「子ども・子育て支援法」において、市町村は、子ども・子育て支援給付および地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うため、市町村の計画を定めることとしています。

この『第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画』は、沖縄市における保育サービス等の現状、各種ニーズ調査などを通して、今後の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

この計画には母子保健やこどもの貧困対策、仕事と子育ての両立に向けた取組みなども包含しています。

計画の期間

事業計画は、令和７年度を初年度とし、令和 11 年度までの５か年間を計画期間とします。

計画の基本的な考え方

本市は、平成 20 年に「こどものまち」を宣言し、第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画において、「全てのこどもが笑顔で輝き、全ての保護者が子育てに喜びを感じることのできるまち」を基本理念として掲げ、こどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境づくりに取り組んできました。

今後とも、これまでの基本理念を踏襲していく中で全てのこどもの健やかな成長と生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上をめざしていくものとし、本市に暮らすこども達や全ての子育て世帯が健やかに暮らしていくことができるよう、切れ目のない支援を図っていくものとします。

基本理念

全てのこどもが笑顔で輝き、
全ての保護者が子育てに喜びを感じることのできるまち

計画の基本的な視点

視点１：こどもの最善の利益の保障

こどもの最善の利益とは、こどもに影響を与えるあらゆる場面で、可能な解決策を検討し、こどもの利益を正当に重視することを求める判断基準であり、こどもに関わる取組みなどの指針となるものです。国は「こどもまんなか社会」を掲げ、こどもを最優先に考えた取組みを進めています。その中で、こどもの意見やニーズを尊重することも、こどもの最善の利益を保障する上で欠かせない視点としています。

こどもに少なからず影響を与える取組みやまちづくりなどの様々な機会において、こどもの意見を取り入れるなど、こどもの最善の利益が適切に保障されるようめざしていくものとします。

視点２：こどもの発達及び権利を守る社会環境

こどもは日々成長・発達しており、その度合には個人差があります。また、こどもを取り巻く環境も一様ではありません。こどもの発達には、愛情深いおとなによる保護や世話が不可欠です。守られるべきこどもの権利には、「健康に生きる権利」「教育を受ける権利」「こどもらしく過ごせる権利」などがあり、虐待やヤングケアラーの場合にも、これらが侵害されている状況が懸念されます。家庭事情やその背景等に左右されることなく、こどもが自らの可能性を広げ、将来にわたって自立し、社会の一員として活躍するためにも、安心して遊びや学びに取り組める環境も必要です。そのため、保護者はもとより、社会全体ですべてのこどもが生命を守られ、生存し、健やかに発達する権利を守っていく環境づくりをめざしていくものとします。

視点３：社会全体による子育て支援

児童福祉法では、こどもを健やかに育成する責任が「全ての国民」にあることを宣言しています。子育て家庭に最も身近な存在である地域ぐるみでこどもの健全育成に関わっていくとともに、保護者の産後の休業および育児休業明けの保育施設等の利用の確保など、誰もが働きながら安心してこどもを産み育てることができるよう、子育て負担の一端を地域や行政が支援し、社会全体でこどもを健やかに育てる環境づくりをめざしていくものとします。

視点４：保護者の責務と市の責務を踏まえた環境整備

子ども・子育て支援法では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」として保護者の責任を示すとともに、国や地方公共団体の責務も規定しています。

保護者が、こどもの養育や教育に自らその責任を果たすことができるよう、保護者を援助するとともに、保護者との協働によりこどもの健やかな成長に資する環境整備等に取り組むものとし、こどもの視点に立った環境整備やまちづくりをめざしていくものとします。

施策の体系

視点１：	視点２：	視点３：	視点４：
こどもの最善の利益の保障	こどもの発達及び権利を守る社会環境	社会全体による子育て支援	保護者の責務と市の責務を踏まえた環境整備

全てのこどもが笑顔で輝き、全ての保護者が子育てに喜びを感じることのできるまち

１．質の高い教育・保育の安定的な提供

- （１）幼児期の教育・保育の充実
- （２）多様な子育て支援サービスの充実
- （３）放課後等の居場所づくり

２．親子の健やかで切れ目のない支援

- （１）母子保健の充実
- （２）障がい児・発達面で支援が必要なこども及び家族等への支援の充実

３．配慮を要する家庭等への相談対応・経済的支援などの充実

- （１）児童虐待の防止に向けた対策の推進
- （２）ひとり親家庭への自立支援
- （３）仕事と家庭の両立支援の推進

４．こどもの可能性を育み、未来を応援する環境の充実

- （１）横断的・継続的取組み体制とこども達の自己肯定感を育むための支援の充実
- （２）まちづくりへのこどもの意見の反映

教育・保育の量の見込みと確保方策

※教育・保育や地域子ども・子育て支援事業（一部事業）の量の見込みには、令和６年３月に行った「沖縄市子ども・子育てに関するニーズ調査」から得られたニーズ（アンケート結果）を活用しています。

教育　（幼稚園・認定こども園）

■ １号認定：３～５歳で教育を希望する場合

１号認定	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	375 人	366 人	346 人	335 人	333 人
確保方策	1,168 人	1,168 人	1,088 人	1,008 人	1,008 人

■ ２号認定：３～５歳で保護者の就労等により保育を必要とする理由があり、教育を希望する場合

２号認定	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	600 人	586 人	553 人	550 人	536 人
確保方策	1,283 人	1,421 人	1,471 人	1,521 人	1,521 人

保育　（認定こども園・認可保育所・小規模保育事業所など）

■ ２号認定：３～５歳で保護者の就労等により保育を必要とする理由があり、保育を希望する場合

２号認定	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	2,757 人	2,693 人	2,541 人	2,508 人	2,464 人
確保方策	2,466 人	2,346 人	2,346 人	2,397 人	2,413 人
北部地区	831 人	786 人	786 人	786 人	786 人
東部地区	848 人	773 人	773 人	824 人	824 人
西部地区	787 人	787 人	787 人	787 人	803 人

■ ３号認定：０～２歳で保護者の就労等により保育を必要とする理由があり、保育を希望する場合

３号認定	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳					
量の見込み	726 人	717 人	708 人	702 人	694 人
確保方策	607 人	613 人	613 人	622 人	628 人
北部地区	243 人	243 人	243 人	243 人	243 人
東部地区	216 人	222 人	222 人	231 人	231 人
西部地区	148 人	148 人	148 人	148 人	154 人
１・２歳					
量の見込み	2,131 人	2,130 人	2,171 人	2,144 人	2,122 人
確保方策	2,155 人	2,167 人	2,167 人	2,197 人	2,205 人
北部地区	792 人	792 人	792 人	792 人	792 人
東部地区	763 人	775 人	775 人	805 人	805 人
西部地区	600 人	600 人	600 人	600 人	608 人

教育・保育提供区域（３区域）

教育・保育提供区域の設定については、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることから、以下の事項等を総合的に勘案し、「北部地区」「東部地区」「西部地区」の３区域を設定しています。

①０歳児から５歳児の人口分布
②地理的条件および交通事情等
③現在の教育・保育の利用状況
④教育・保育を提供するための施設の設置状況

教育・保育提供区域図

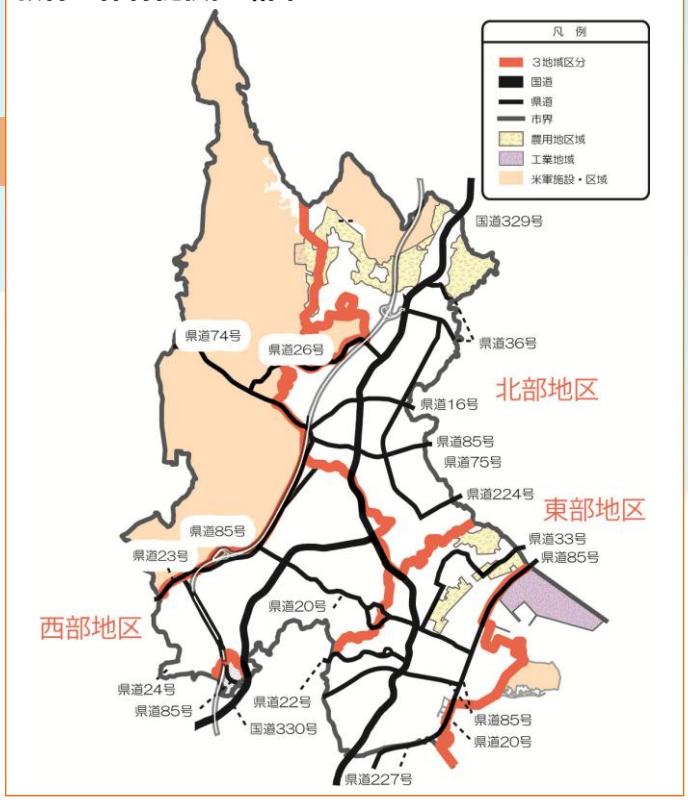

教育・保育の主な確保方策

〇公立保育所の再編、提供区域でバランスの取れた配置
〇待機児童解消に向けた認可保育所の創設
〇私立保育所における５歳児クラス整備の推進、需要に応じた年齢別定員枠の見直し
〇私立保育所から認定こども園への移行を支援
〇公立幼稚園の一部を公私連携認定こども園へ移行することを進める
〇地域型保育事業（23 園）を継続

沖縄市の児童数の推移（令和２～６年度）及び将来児童数の推計（令和７～11 年度）

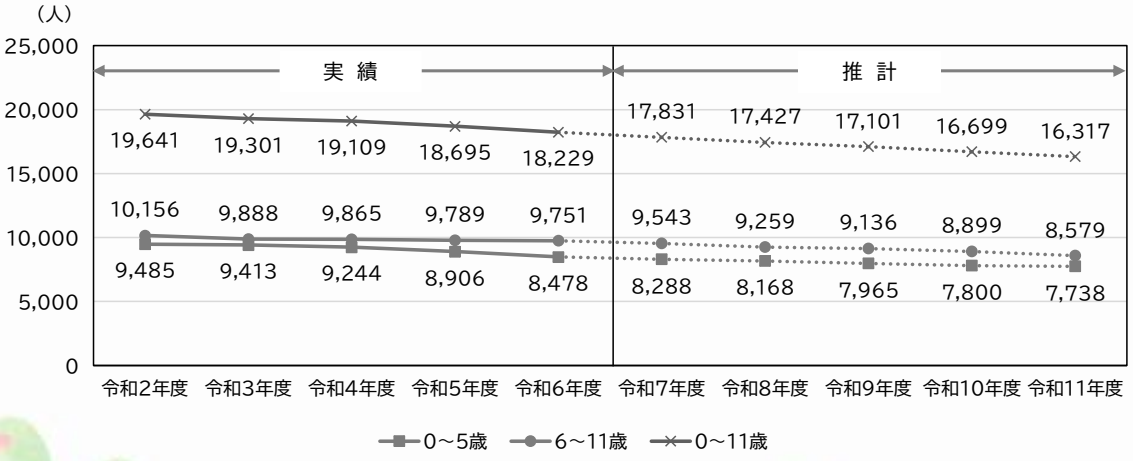

※実績（令和2～6年）は、沖縄市人口統計各年3月末時点の数値
※推計（令和7～8年）は、沖縄市人口統計を基にコーホート変化率法を用いて算出

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
延長保育事業						
	量の見込み	3,495 人	3,501 人	3,509 人	3,495 人	3,440 人
	確保方策	3,495 人	3,501 人	3,509 人	3,495 人	3,440 人
放課後児童健全育成事業　※放課後児童クラブ						
	量の見込み	2,383 人	2,382 人	2,369 人	2,342 人	2,271 人
	確保方策	2,227 人	2,267 人	2,307 人	2,307 人	2,307 人
子育て短期支援事業　※ショートステイ事業						
	量の見込み	688 人日	678 人日	661 人日	648 人日	643 人日
	確保方策	718 人日	1,512 人日	1,512 人日	1,512 人日	1,512 人日
地域子育て支援拠点事業　※地域子育て支援センター						
	量の見込み	2,433 人回	2,463 人回	2,525 人回	2,498 人回	2,471 人回
	確保方策	７箇所	７箇所	７箇所	７箇所	７箇所
幼稚園における一時預かり事業　※預かり保育事業						
	量の見込み	144,245 人日	142,390 人日	138,433 人日	138,930 人日	136,070 人日
	確保方策	148,155 人日	148,155 人日	148,155 人日	148,155 人日	148,155 人日
保育所等における一時預かり事業						
	量の見込み	16,327 人日	16,263 人日	16,084 人日	15,891 人日	15,873 人日
	確保方策	13,400 人日	13,369 人日	13,281 人日	16,786 人日	18,578 人日
病児保育事業、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）						
	量の見込み	4,416 人日	4,389 人日	4,317 人日	4,265 人日	4,267 人日
	確保方策	3,288 人日	4,038 人日	4,278 人日	4,273 人日	4,775 人日
子育て援助活動支援事業（就学児分）　※ファミリー・サポート・センター						
	量の見込み	2,602 人日	2,586 人日	2,543 人日	2,513 人日	2,514 人日
	確保方策	2,624 人日	2,624 人日	2,580 人日	2,550 人日	2,551 人日
利用者支援事業						
	確保方策					
	基本型	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所
	特定型	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所
	こども家庭センター型	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所
	妊婦等包括支援事業型	2,658 回数	2,622 回数	2,590 回数	2,570 回数	2,538 回数
乳児家庭全戸訪問事業　※こんにちは赤ちゃん事業						
	量の見込み	1,329 人	1,311 人	1,295 人	1,285 人	1,269 人
	確保方策	1,329 人	1,311 人	1,295 人	1,285 人	1,269 人
養育支援訪問事業						
	量の見込み	250 人	250 人	250 人	250 人	250 人
	確保方策	250 人	250 人	250 人	250 人	250 人
妊婦健康診査						
	量の見込み	19,012 人回	18,746 人回	18,522 人回	18,382 人回	18,144 人回
	確保方策	19,012 人回	18,746 人回	18,522 人回	18,382 人回	18,144 人回
子育て世帯訪問支援事業						
	量の見込み	800 人回	800 人回	800 人回	800 人回	800 人回
	確保方策	800 人回	800 人回	800 人回	800 人回	800 人回
産後ケア事業						
	量の見込み	1,944 人日	2,140 人日	2,356 人日	2,592 人日	2,848 人日
	確保方策	3,582 人日	3,582 人日	3,582 人日	3,582 人日	3,582 人日
乳児等通園支援事業　※こども誰でも通園制度						
	量の見込み	540 人	540 人	552 人	540 人	528 人
	確保方策	０人	384 人	552 人	552 人	552 人

計画の推進に向けて

市民・地域等との連携

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、保育所や幼稚園、学校、地域、事業者など多様な主体が関係することから、各種情報媒体の効果的活用により計画の周知を図るとともに、市民や地域との連携のもと計画を推進していきます。

庁内の連携強化

子ども・子育て、母子保健、こどもの貧困対策の施策は、福祉・保健・教育分野、地域や職域関連分野など多岐にわたります。そのため、庁内の関係各課と連携し、施策を推進します。特にこの計画に包含した「沖縄市こどもの貧困対策計画」では、各課の既存施策や事業を捉え直していくとともに、連携による取組みを引き続き検討・実施していく必要があります。

計画の適切な進行管理を行い、PDCA サイクルを活用しながら継続的な改善を図り、全庁的な連携のもと、効果的な取組みを実施していきます。

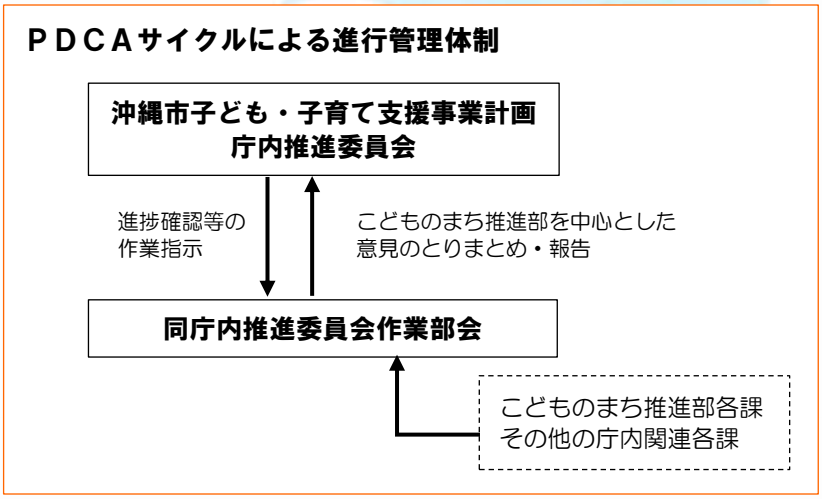

国・県等との連携

計画に掲げる取組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあります。法改正や制度の仕組みの変更等に柔軟に対応するため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

こどもの意見反映のための取組み

こども基本法やこども大綱では、こどもに関する施策の実施等にあたって、こども本人や養育者・関係者の意見を聞き、ともに進めていくことを求めています。こども達の意見聴取の機会づくりや意見を述べる場の提供に努め、意見表明できるような環境づくりを進めます。また、こども達からの提言を踏まえ、市の事業や施策等への反映を検討していきます。

発行：沖縄市こどものまち推進部こども企画課
沖縄県沖縄市仲宗根町２６番１号　　電話 098-939-1212（代表）